

# Cambodia

## News Brief



September 2024



A periodic summary of new rulings and documents relating to legal, tax and investment developments in Cambodia



### 今回のテーマ:

- 特定の電子商取引を通じた金融サービスに対する付加価値税(VAT)の免除
- 建設中、改良中、または修理期間中の無償賃貸期間に対する税額控除の明確化、および 2)事業目的で使用される携帯電話サービス料金に対する仕入 VAT 税額控除の明確化
- その他の税制優遇措置

### 今回の記事に関連する対象者:

一般納税者

### 特定の電子商取引を通じた金融サービスに対する付加価値税(VAT)の免除

(2024年8月22日付税務総局通知 No.29613)

税務総局(以下、「GDT」)は、銀行およびマイクロファイナンス協会に対し、特定の電子商取引を通じた金融サービスが非課税の取引とみなされることを容認する通知 No.29613 を発行しました。

本規定の要約は下記をご参照ください。

- 設立国によって正式に認められた教育機関から提供される電子形式の教育、訓練、関連する学習資料、および教育資料(電子文書、書籍、ビデオなど)に要する費用。
- 法律事務所が提供する海外弁護士サービスに要する費用。
- 社外取締役の報酬費用。
- カンボジア国立銀行より認められた評価機関である Moody、S&P、および Fitch が提供するリスク評価サービスに要する費用。
- 顧客または銀行自身が海外の銀行から行う資金決済、送金または入金サービスに関する月間手数料、銀行手数料、および電信送金(TT)手数料として発生する費用。
- 顧客のための海外送金費用。
- 海外ローンを取得するための取引費用(例: 貸主への利息およびその他の手数料)。
- SWIFT や BOTTOMLINE を通じた送金に直接要する費用。システム使用、ライセンス、ロイヤリティ、またはシステムメンテナンスの費用として SWIFT や BOTTOMLINE に支払われる年間手数料は、電子商取引における VAT の対象。
- Visa、Mastercard、Union Pay、UPI、AMEX、または JCB によるクレジットカードまたはデビットカードを介した決済取引および ATM からの現金引き出しサービスに直接要する費用。システム使用、ライセンス、ロイヤリティ、またはシステムメンテナンスの費用として Visa、Mastercard、Union Pay、UPI、AMEX、または JCB に支払われる年間手数料は、電子商取引における VAT の対象。
- カンボジア国外の空港で VIP ラウンジを利用する顧客の費用は、非課税の取引ではないため、電子商取引における VAT の対象外。

上記の規定は、既に支払われた税額に対しては適用されません。

## 1)建設中、改良中、または修理期間中の無償賃貸期間に対する税額控除の明確化、および 2)事業目的で使用される携帯電話サービス料金に対する仕入 VAT 税額控除の明確化

(2024年8月26日付 税務総局および民間部門の税務作業部会会議の議事録)

2024年7月4日に開催されたGDTおよび民間部門の税務作業部会会議において、民間部門は下記を含むさまざまな論点を提起しました。

- 地主が定める無償賃貸期間

GDTは、地主が借手に対して建設、改善、または修理の準備のために提供した無償賃貸期間中、その期間および目的が賃貸契約書に明確に記載されている限り、所得税、VAT、源泉徴収税などの関連する税金は適用されないことに同意しました。GDTは詳細を明確にするための規則を策定する予定です。

- 携帯電話料金に対する仕入 VAT の控除

GDTは、携帯電話サービスが事業目的で使用され、そのことを裏付ける十分な証拠(例:携帯電話が会社の資産として記録されていること)がある限り、仕入 VAT の控除を許可することに同意しました。GDTは詳細を明確にするための規則を策定する予定です。

## その他の税制優遇措置

(2024年8月22日付特別声明)

2024年8月22日、フン・マネットカンボジア王国首相は特定の事業分野に対して税制優遇措置を含む支援を継続するための特別声明を公表しました。主要な税制優遇措置については、下記をご参照ください。

- 不動産事業に対するキャピタルゲイン税(CGT)の免除期間を2025年末まで延長。本段階では、他の投資(例:株式譲渡)から生じるキャピタルゲインに対する延長が適用されるかどうかはまだ不明。
- 2025年6月末まで自主修正申告を行う場合は、罰金および利息の免除。
- シェムリアップ州の観光、農業、教育など、特定の分野に対するその他の税制優遇措置の延長。

関連する規則は後日発行される予定です。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Cambodia) Ltd.

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (+66 2844 1157/Mobile:+66 8 18220338)

[atsushi.uozumi@pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@pwc.com)

武部 純 (+66 2844 1209/Mobile:+66 8 48747425)

[jun.takebe@pwc.com](mailto:jun.takebe@pwc.com)

\* この日本語版レポートは日本企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、カンボジア王国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、上記連絡先までお問い合わせ下さい。

© 2024 PricewaterhouseCoopers (Cambodia) Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Cambodia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 151 countries with over 360,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com](http://www.pwc.com).